

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2023年9月12日～15日 スイス・チューリッヒ会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生 ひまやたけお

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項と議事録承認	—	2023年6月と7月の議事録を承認した。	3
2	チューリッヒ州の適用事例報告	—	—	4
3	作業計画	—	—	5
4	退職給付制度	退職給付制度の定義を決定した。 開示規定を追加することを決定した。	IPSAS 第 49 号を承認した。	8
5	次期戦略及び作業計画	戦略目的、プロジェクト候補、CP 草稿等について議論した。	CP を承認した。	9
6	その他のリース形式の取決め	ED 第 84 号に寄せられたコメントの初見分析の説明を受けた。	ED 第 84 号に寄せられた反対意見を検討し、大部分について ED の提案を進めることを合意した。	11
7	IPSAS の改善 2023	ED 第 85 号の草稿を検討し、範囲除外する IASB 文書を決定した。	ED 第 85 号を承認した。	17
8	測定：適用フェーズ	七つの IPSAS について現在操業価値の適用可否を検討した。	減損基準を含む五つの IPSAS について現在操業価値の適用可否を検討した。	20
9	簡易版 IPSAS	概念フレームワークと整合させるべきかについて検討した。	基準書設定の手続は行わないことを決定した。（プロジェクトから削除）	22
10	財務諸表の表示	IPSAS 第 1 号の範囲の財務諸表を対象とし、IPSAS 第 1 号に代わる新しい IPSAS を開発する。CP を開発する。	プロジェクト概要書を承認した。	23
11	サステナビリティ報告（ISSB）	—	—	24
12	サステナビリティ報告（NZ）	—	—	25
13	サステナビリティ報告：気候関連開示	プロジェクト概要書を承認した。	プロジェクトの管理方法、基礎概念と用語について議論した。	25

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
14	天然資源	プロジェクトの工程を延長する案に同意した。CP から公開草案に取り込むべき内容、天然資源の定義等について検討を行った。	天然資源の定義を決定した。	26
15	発生主義 IPSAS の初度適用	IPSAS 第 33 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の適用国からのフィードバックの説明を受けた。	IPSAS 第 33 号の内容をトピック別に並べ替え、必要なガイダンスを追加することを決定した。	27
16	天然資源：IFRS 第 6 号との整合	—	成果物の構成等について議論した。	28
17	適用パネル	—	2024 年の新中計期間から始動する。	29
—	参考情報その 1			30
		<ul style="list-style-type: none"> • 現中計期間（2019 年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） • IPSAS と日本の政府会計の比較研究 • 基準書の日本語訳 • コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター • 過去の IPSASB 会議の報告記事 • IPSASB のボードメンバー 一覧 		
—	参考情報その 2			35
		各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ		

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2023 年 9 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2023 年 12 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

今回から、個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その 1」に、IPSASB 関連の公表文書・解説記事・翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項と議事録承認（アジェンダ1）

2023年9月のIPSASB会議は、2023年9月12日～15日に、スイスのチューリッヒにて、一部メンバーはオンラインで参加するハイブリッド方式で開催された¹。参加者は、18名のボードメンバー（以下、メンバー）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて49名であった。

会議に先立つ9月11日には、チューリッヒ州財務局の施設で事前カンファレンスがあり、IPSAS第47号「収益」とIPSAS第48号「移転費用」に関するパネルディスカッションが行われた。

今回のIPSASB会議では、以下の文書が承認された。

承認	IPSAS 第49号「退職給付制度」	本稿5. を参照
	CP「戦略及び作業計画2024-2028」	本稿8. を参照
	ED 第85号「IPSASの改善2023」	本稿7. を参照
	プロジェクト概要書「財務諸表の表示」	本稿10. を参照

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、各文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

(1) チューリッヒ州財務局長 Ernst Stocker 氏による挨拶

(2) Ian Carruthers 議長による開会スピーチ

- チューリッヒ州財務局への謝辞。
- 参加者への歓迎と、全ボードメンバーが現地参加できたことへの謝辞。
- IPSASB事務局にAnthony Heffeman氏が加入。ニュージーランド外部報告審議会（XRB）からの転職。2023年6月会議までは、Todd Beardsworth氏のテクニカル・アドバイザーとしてIPSASBに参加していた。

(3) 議事録の承認

2023年6月会議及び7月会議の議事録案（非公開）について、異論無く承認した。

(4) 欧州公会計基準（EPSAS）

欧州統計局（Eurostat）のEPSASチームリーダーであるPeeter Leetmaa氏による説明。

- EPSAS 開発：2023年5月と11月に会議を開催し、以下のトピックを取り上げる。
 - EU加盟国の発生主義会計採用の支援
 - EPSASの報告主体
 - EPSASの構成案
 - EPSAS概念フレームワークの改訂

¹ 会議の動画はYouTubeで公開されており、無償で視聴できる。

- 関係者の活動、EU 加盟国における進展
- EU 加盟国のガバナンス・レビュー
 - 加盟国の改革と投資を通じ、債務の持続可能性と、持続可能で包括的な成長を強化。
 - 中期計画のアプローチ、段階的で着実な債務の削減、加盟国の自律性と規制の簡素化
 - 予算枠組みの指令（2011/85/EU）の修正を提案。一部は会計にも関連。
 - ・ 2030 年までに加盟国は統一的な発生主義会計システムを採用する。
 - ・ 2025 年までに EC は公的部門の財務会計について将来の方向性を報告する。
- EU のサステナビリティ報告
 - EPSAS : EPSAS の進行中の作業には、サステナビリティ報告は含めない。
 - 企業の報告 : 2023 年 7 月に、EC は企業が使用する欧州サステナビリティ報告基準を採択した。ただし、Corporate Sustainability Reporting Directive に準拠すること。
 - 統計 : 欧州統計局は、EU における SDGs の進展を、統計データを使用してモニタリングすることによって支援する。

(5) ボードメンバーの交代等

会議最終日に、議長から以下の説明があった。

- 小林麻理氏、Hervé-Adrien Metzger 氏、Renée Pichard 氏の 3 名の再任（2024 年～2026 年）。
- Todd Beardsworth 氏と Neema Kiure-Mssusa 氏は 2023 年 12 月で退任。
- Angela Ryan 氏（ニュージーランド）と Yacouba Traoré 氏（ブルキナファソ）が 2024 年から就任。なお、Angela Ryan 氏は Todd Beardsworth 氏の前任のボードメンバーであり、家庭の事情で途中退任していた。
- 議長の Ian Carruthers 氏の任期が 1 年延長され、2025 年末までとなった。

(6) スイス財務省ディレクター Sabine D'Amerio-Favez 氏による閉会挨拶

2. チューリッヒ州の適用事例報告（アジェンダ 2）

チューリッヒ州（Canton Zurich）財務局の担当者による IPSAS 適用事例の解説。

- IPSAS の採用と適用 Claudia Beier 氏：財務会計報告責任者、IPSASB メンバー
 - 2000 年から 10 年間をかけて適用を進めた。
 - 現時点で IPSAS 第 1 号～第 42 号を適用しているが、連結等に一部独自ルールあり。
 - 法令に基づき、全エンティティが適用。
 - 州議会による修正再表示が 2 回認められている。
 - 550 ページのマニュアルを策定、システムには SAP を導入。
- IPSAS 第 43 号「リース」の課題 Corinne Jaeger 氏（IPSAS 第 43 号適用プロジェクト・マネージャー）
 - 他の州との比較に有用な業績指標を維持する必要がある。

- 法規順守について必要な労力は適用後も変わらない。
 - 既存のリソースによるリース契約の識別・計算・会計
 - 全州で統一された会計基準との整合性
 - 財政統計との整合性
 - 内部リースの多くはリース契約に該当せず。
 - 契約の多くが IPSAS 第 43 号のリースに該当せず。
 - 残ったリース契約の多くについて、プロセスの変更が必要となった。
 - 変更による財務的な影響は軽微。
- チューリヒ州における財務計画と予算のプロセス Bettina Simioni (財務計画責任者)
 - 3～6月にボトムアップの予算計画を各部署が策定・財務局がレビュー。
 - 7～8月に各部署が財政計画を確定・財務局がレビュー。
 - 9～12月に議会で予算案を検討、年内に予算を決定。
 - 予算 PL と投資予算は議会決定、予算繰越と緊急拠出は政府カウンスルの決定。
 - 連結ベースで債務超過にならないように4年計画を立てて調整。
 - IPSAS：公共財務計画の決め手となるもの Basilius Scheidegger 氏 (財務部長)
 - 行政と政治の役割分担を、IPSAS がリンクさせている。
 - 証拠付きの記録により、15年間の安定性を確保。
 - 正確で中立なルールを変えないこと。
 - 受入れられるようにすること。
 - 運営と会計に同じルールを適用する。
 - 臨時の事象に対応可能となる (国営銀行の支払、予算繰越、非常時の税金)。
 - 資産を要求払いとそれ以外に区分し、負債・資本との関係を明示する。
 - 質疑応答

メンバーから各セクションに対して多数の質問が出た。

3. 事務局長による作業計画報告 (アジェンダ 3)

(1) 会議初日

事務局長の Ross Smith 氏から、以下の説明があった。

- IFRIC 解釈指針について、2023年12月会議から狭い範囲の検討を開始する予定。
- ラウンドテーブルを各地で開催予定。
- ワーキング・グループの位置づけについての説明。

(2) 会議4日目 (最終日)

事務局長から以下の連絡があった。

- 予定通り、IPSAS 第 49 号「退職給付制度」（以下、IPSAS 第 49 号）、ED 第 85 号「IPSAS の改善 2023」（以下、ED 第 85 号）、CP「戦略及び作業計画 2024－2028」（以下、戦略 CP）の三つの文書が承認された。
- 次回のチェックイン会議は 10 月 26 日。教育セッションと、サステナビリティに関するアップデートを行う予定である。
- 進行中のプロジェクトのうち、測定の適用フェーズは 2023 年 12 月に公開草案を承認予定であったが、2024 年 3 月に承認を延期する。
- 簡易版 IPSAS については、アジェンダ 9 の議論を踏まえ、今後の作業計画から削除する。

(3) プロジェクトの進捗等（2019 年～2023 年の現中期計画期間）：2023 年 10 月 15 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色 : プロジェクト完了又は公開終了。

灰色 : 承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレーター募集期間中。

無色 : 承認前。

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
社会給付 (IPSAS 第 42 号)	2015/06	2017/09 ED63	2018/12	2019/01
年次改善 2018 の第 2 弾 (IPSAS 第 36 号及び IPSAS 第 41 号の改訂)	—	2018/03 ED66	2018/12	2019/01
非交換費用 (集合サービス及び個別サービス: IPSAS 第 19 号の改訂)	2017/06	2018/12 ED67	2019/09	2020/01
IPSAS の改善 2019	—	2019/06 ED68	2019/12	2020/01
COVID-19: 発効日の延期	—	2020/06 ED73	2020/09	2020/11
公的部門特有の金融商品 (IPSAS 第 41 号 強 制力のないセクションの改訂)	2016/06	2019/06 ED69	2020/09	2020/12
借入コスト (IPSAS 第 5 号 強制力のないセクションの改訂)	2019/03	2020/09 ED74	2021/06	2021/11
IPSAS の改善 2021	—	2021/06 ED80	2021/12	2022/01
リース・フェーズ 1 (IPSAS 第 43 号)	—	2017/12 ED64 2020/12 ED75	2021/12	2022/01
売却目的で保有する非流動資産及び非継続事 業 (IPSAS 第 44 号)	—	2020/09 ED79	2022/03	2022/05
中期計画の見直し 2021 年以降に採択する新規プロジェクトの選定	2021/06	—	2022/03	2022/05
範囲を限定した概念フレームワークの改訂: 第 7 章「測定」の改訂	2019/03	2021/02 ED76	2022/12	2023/05

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
有形固定資産(IPSAS 第 45 号) 現在操業価値の測定基礎を導入 遺産資産に関するガイダンスを追加 インフラ資産に関するガイダンスを追加	2017/03 (遺産)	2021/02 ED78	2022/12	2023/05
測定(IPSAS 第 46 号) IPSAS 基準に共通する測定基礎の適用指針等	2019/03	2021/02 ED77	2023/03	2023/05
収益(IPSAS 第 47 号) IFRS 第 15 号の内容と、IPSAS 第 23 号の内容の両方を含む、公的部門の主体用の収益基準	2017/06	2019/12 ED70 履行義務あり	2023/03	2023/05 IPSAS47
		2019/12 ED71 履行義務なし		
移転費用(IPSAS 第 48 号) 補助金や税金の費用を扱う基準書	2017/06	2019/12 ED72	2023/03	2023/06 IPSAS48
範囲を限定した概念フレームワークの改訂: 第5章「財務諸表の構成要素」	—	2021/12 ED81	2023/03	2023/05
範囲を限定した概念フレームワークの改訂: 第3章「質的特性」	—		2023/06	2023/10
サステナビリティ・プログラム情報の報告 RPG に関連する規定を追加	—	2022/09 ED83	2023/03	2023/05
退職給付制度 IAS 第 26 号に基づく基準書を開発	—	2022/02 ED82	2023/09	
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	
リース・フェーズ2 公的部門特有のコンセッションナリー・リース等	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84	2024/03	
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	
測定・フェーズ2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/03	2024/12	
天然資源 地下資源・生物資源・水資源等の論点を検討	2022/03	2023/12	2025/03	
気候関連開示 IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09	未定	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2025/06	未定	未定	
簡易版 IPSAS IPSAS へのナビゲーションを IPSASB 外で開発	作業計画から削除する。			

本稿後半の「[参考情報その1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

4. 退職給付制度（アジェンダ4）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトの目的は、IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」に相当する新 IPSAS の開発である。公的部門の主体の従業員が加入する年金基金²のための基準書となる。IPSAS 適用国・地域の一部で、IAS 第 26 号に代わる公的部門専用の基準書が強く要望されていることに対応して基準開発を行っている。

IAS 第 26 号は、IAS 第 19 号「従業員給付」を補足する基準書で、従業員の退職給付制度の一つとしての年金基金の会計処理を定め、制度参加者が受取可能な純資産に係る情報を提供する。年金基金は、雇用主である公的部門の主体ではなく、生命保険会社などが運営することが多いが、IAS 第 26 号の対象は、運営主体（生命保険会社等）の財務諸表ではなく、運営主体が運営する個々の年金基金の財務諸表である。

② これまでの進展

2020 年 3 月会議でプロジェクト概要書³が承認された。2021 年 12 月会議で公開草案第 82 号「退職給付制度」⁴（以下、ED 第 82 号）を条件付きで承認、2022 年 2 月会議で修正箇所の確認を行ったうえで、2022 年 4 月に公表した。コメント期限は 2022 年 8 月 1 日であった。2023 年 3 月会議から公開草案に寄せられたコメントの検討を開始している。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) IPSAS 第 49 号「退職給付制度」の承認（4.2.1）

6 月会議の議論に基づく変更点について事務局が説明し、特にメンバーから意見はなかった。

- 第 5 項末尾のカッコ内を削除する。
- AG6 項を追加する。

事務局による議案書の説明後、IPSAS 第 49 号の承認手続きを行い、以下を決定した。

² 日本では、民間の企業年金に相当する公務員用の労使折半の年金として、退職等年金給付（年金払い退職給付）がある。IAS 第 26 号や日本の企業会計基準ではなく、国家公務員共済組合法施行規則や地方公務員共済組合施行規程等によって、年金制度の財務諸表が定められている。

³ 退職給付制度のプロジェクト概要書（英文）[Approved Project Brief](#)

⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 82 号「退職給付制度」の解説](#)

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案への回答者が提起した全ての重要論点は議論済みである。 デュー・プロセスを適切に経ている。 IPSAS 第 49 号の改訂を 17 名が賛成、1 名（Nor Yati）が反対で承認した。反対理由は、IPSAS 第 49 号は退職給付制度の連結方法に関するガイダンスを提供していないから。 公開草案の再公開が必要となるような実質的な変更はなかった。 発効日は 2026 年 1 月 1 日とする。
------	--

5. IPSASB の次期戦略及び作業計画（アジェンダ 5）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

現行の IPSASB の基準開発活動は、2019 年 8 月に公表された「戦略及び作業計画 2019-2023」⁵に基づいて実施されている。これは IPSASB の中期計画である。当該文書には、2021 年から 2022 年にかけて中間見直し⁶が行われ、その後、2022 年 12 月及び 2023 年 3 月の会議において、収益、移転費用、測定、有形固定資産等の重要な新 IPSAS が承認され、現行の計画に基づく各プロジェクトは順調に完了しつつある。各プロジェクトの完了を背景として、2024 年以降の新中期計画期間を対象とする新しい「戦略及び作業計画 2024-2028」の策定が必要となっている。

本プロジェクトの検討は、これまで 2023 年 3 月会議、6 月会議、7 月会議で行われており、2023 年 9 月会議でのコンサルテーション・ペーパー（CP）承認を目指して作業を進めている。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 検討を要する特別の事項（5.2.1）

戦略 CP に掲載する「検討を要する特別の事項」（SMC）については、2023 年 6 月の会議で、簡潔な内容に修正し、かつ、戦略目的の変更や、メンテナンス活動の実施などの新しい提案に焦点を当てること指示されていた。事務局は、当該指示にしたがい、SMC を 4 項目にまとめて再提示した。

SMC 1	<p>IPSASB は、公的部門の財務報告のニーズにおける、IPSAS のメンテナンスとサステナビリティ報告基準の開発に向けたバランスの変化を反映するために、その戦略目的を更新することを提案している。</p> <p>(a) 修正した戦略目的に同意するか。</p> <p>発生主義 IPSAS 及び公的部門のサステナビリティ報告基準の採用と適用の増加を通じて、国際的に公共財務管理を強化する。</p> <p>(b) 二つの主な活動（国際基準の提供と適用の促進）を通じてその戦略目的を達成するという IPSASB の提案に同意するか。</p>
-------	---

⁵ [IPSASB Strategy and Work Plan 2019-2023](#)

⁶ [Mid Period Work Program Consultation Summary](#)

	同意しない場合は、その理由と代替案を説明されたい。
SMC 2	IPSASB は、その作業計画に研究及びメンテナンス活動を追加することを提案している。これには、IPSAS 適用上の課題を評価し、適用後レビューを行うプロセスが含まれる。 研究及びメンテナンス活動を追加するという提案に同意するか。同意しない場合は、代替案も含めて理由を説明されたい。
SMC 3	IPSASB の将来の主要な財務報告基準設定プロジェクトの候補には、IPSASB の財務報告作業計画（開発及びメンテナンス活動）に及ぶプロジェクトが含まれる。 (a) IPSASB が将来の主要な財務報告プロジェクトのリストへの追加を検討すべき、他の主要な財務報告プロジェクトはあるか。 (b) IPSASB がメンテナンス・プログラムの活動候補として検討すべき他の IPSAS はあるか。 特定した財務報告プロジェクトの候補ごとに、これには IPSASB が検討すべきである国際的な関連性があると考えられる理由を説明し、調査すべきだと考える問題の性質について詳しく説明されたい。
SMC 4	事前にコミットした三つのサステナビリティ報告基準プロジェクトが完了したら、IPSASB がその作業計画への追加を検討すべき主要な公的部門のサステナビリティ報告の問題は何か。 回答する際には、なぜ IPSASB がそのようなプロジェクトに着手すべきなのかについて、根拠を示されたい。

メンバーからは特に SMC 3 について様々なコメントがあり、会議最終日に修正案を再検討することとされた。また、図表 4（財務報告に関する作業計画案）についても修正が必要とされた。

会議最終日に提示された SMC 2 と SMC 3 の修正案は以下のとおり。

SMC 2	IPSASB は、その作業計画に研究及びメンテナンス活動を追加することを提案している。これには、IPSAS 適用上の課題を評価し、適用後レビューを行うプロセスが含まれる。 <u>したがって、現時点では、IPSASB は財務報告プロジェクトの追加を提案していない。</u> 研究及びメンテナンス活動を追加するという提案に同意するか。同意しない場合は、代替案も含めて理由を説明されたい。
SMC 3	IPSASB の将来の <u>主要な財務報告基準設定</u> プロジェクトの候補には、 <u>(付録 A を参照)、新しい IPSAS の開発と既存 IPSAS のメンテナンスの IPSASB の財務報告作業計画 (開発及びメンテナンス活動) に及ぶ</u> プロジェクトが含まれる。 (a) IPSASB が将来の主要な財務報告プロジェクトのリストへの追加を検討すべき、他の主要な財務報告プロジェクトはあるか。 (b) IPSASB がメンテナンス・プログラムの <u>活動プロジェクト</u> 候補として検討すべき他の IPSAS はあるか。

	<p>(c) <u>PIR プロセスを適用するという IPSASB の提案が支持された場合、あなたの国・地域ではどの IPSAS が最優先か。</u></p> <p>特定した財務報告プロジェクトの候補ごとに、これには IPSASB が検討すべきである国際的な関連性があると考え理由を説明し、調査すべきだと考える問題の性質について詳しく説明されたい。</p>
--	--

SMC 2 については、財務報告基準設定プロジェクトを追加しないという文言について「主要な」プロジェクトなのかどうかを明確にして欲しいとの意見が出た。

SMC 3 については、意見が出たが、議長がさらなる修正に慎重な姿勢をとり、そのまま修正案を保持することとなった。

(3) 2024～2028 年の戦略及び作業計画のコンサルテーションの承認 (5.2.2)

事務局による議案書の説明後、戦略 CP の承認手続を行い、以下を決定した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案への回答者が提起した全ての重要論点は議論済みである。 デュー・プロセスを適切に経ている。 戦略 CP の公表を 17 名が賛成、1 名が反対 (Todd) で承認した。 コメント期限は 2024 年 2 月 15 日とする。(4 か月間)
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 会議中の議論内容に基づき、草稿の修正を行う。

戦略 CP は、2023 年 10 月 3 日に公表された⁷。コメント期限は 2024 年 2 月 15 日である。

6. その他のリース形式の取決め (アジェンダ 6)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

このプロジェクトは、リース・プロジェクトのフェーズ 2 であり、コンセッションナリー・リース等の公的部門特有のリースを扱う。2021 年 1 月に「情報提供の要請書 (RFI)」を公表し、リース形式の取決めの実例について各国の実務に関する情報収集を行った。

その後、2022 年 12 月会議で ED 第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産 (IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正)」⁸ (以下、ED 第 84 号) を承認し、2023 年 1 月に公表した。同年 6 月会議から、ED 第 84 号に寄せられたコメントの検討を開始している。

本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

⁷ 戦略 CP (英文) <https://www.ipsasb.org/publications/strategy-and-work-program-2024-2028-consultation>

⁸ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\) 公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産 \(IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正\)」の解説](#)

(2) コメントの分析アプローチと、アジェンダ・ペーパーの構成 (6.2.1)

ED 第 84 号に寄せられたコメントの多くは、ED 第 84 号の提案に賛成又は部分的賛成で、反対意見は少数派であった。事務局から、今回の会議では ED 第 84 号の提案に反対のコメントについて検討すること、また、ED 第 84 号と IPSAS 第 46 号「測定」や第 47 号「収益」との関係についても検討することが説明された。特にメンバーから意見はなかった。

(3) 概念上の論拠 (6.2.2)

ED 第 84 号のコンセッションナリー・リースの提案に反対の意見は、主に三つの理由にまとめることができる。

反対意見	事務局の分析
コンセッション部分又はリース全体について、借手と貸手の会計に一貫性がない。	IPSAS 第 43 号の会計モデルに対する反対意見であり、フェーズ 2 の対象範囲外である。ED 第 84 号の提案を保持すべきである。
借手について、コンセッションナリー・ローンを引き合いに出すよりも、現物サービスやサービス・コンセッションの取決めを引き合いに出した方が適切である。	リースとサービスでは資源を支配する主体が異なるため、サービスを引き合いに出すのは適切ではない。ED 第 84 号の提案を保持すべきである。
貸手について、コンセッションナリー・ファイナンス・リースと、コンセッションナリー・オペレーティング・リースの会計が異なっている。	IPSAS 第 43 号の会計モデルに対する反対意見であり、フェーズ 2 の対象範囲外である。ED 第 84 号の提案を保持すべきである。

メンバーからは全体方針には同意という前提で、一貫性がないことに対する情報補足や、コンセッション部分の測定に関して発言があった。

決定事項	• ED 第 84 号で提案した原則に基づいて最終文書を開発する。
事務局への指示	• 6.2.2 で示した図表を含め、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区別する。

(4) 範囲 (6.2.3)

ED 第 84 号の範囲に関する反対意見は、次の 4 種類にまとめることができる。

反対意見	事務局の分析
リース契約の定義を修正すべきである。	市場条件のリースも対象となる意見なので、ED 第 84 号の対象外である。
範囲についてガイダンスを追加すべきである。	市場条件のリースも対象となる意見なので、ED 第 84 号の対象外である。

アカウントビリティ上、重要かどうかという主体の特性に基づき、範囲外とする主体を追加すべきである。	連結ベースだけでなく、主体レベルでも市場条件を下回る資源の受領に関する情報が見えなくなるので、アカウントビリティと意思決定を損なうことになる。
名目的対価又は無償の使用権資産に関するガイダンスを ED 第 84 号で示すべき。	ED 第 84 号では IPSAS 第 23 号を修正して対応することを提案しており、提案を変える必要はない。

メンバー全体としては ED 第 84 号の提案に同意する論調であった。

一部メンバーからは、範囲外と整理されたトピックについて ED 第 84 号のコメントで追加を求める意見が多かったのに事務局が分析していないとの指摘があった。事務局によると分析対応はしており、例示を増やす方向とのこと。

また、コンセッションナリー・リースは複数の基準にまたがる内容なので、基準間の相互参照の方法についての質問があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 84 号で提案した原則に基づいて最終文書を開発する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> リースの定義の範囲内に収まらない項目の取扱いを明確にするために、フィードバック文書に基づく設例を開発する。 修正範囲を明確にするため、適用指針か適用ガイダンスを追加する。

(5) 貸手のコンセッションナリー・リース (SMC 2) (6.2.4)

ED 第 84 号の SMC 2 は、次のとおり。

IPSASB は、貸手の、市場条件を下回る条件でのリースを、市場条件でのリースと同じ方法で会計処理することを提案することを決定した (IPSAS 第 43 号 BC138 項から BC149 項を参照)。この IPSAS 第 43 号に対する修正案に同意するか。同意しない場合、その理由を説明されたい。同意する場合、「結論の根拠」でまだ論じていない追加の理由があれば示されたい。

ED 第 84 号の貸手のコンセッションナリー・リースの提案に関する反対意見は、次の 3 種類にまとめることができる。

反対意見	事務局の分析
コンセッションナリー・ファイナンス・リースでは、原資産はサービス提供能力を持つ場合には認識を中止すべきではない。	認識中止の規準は、IPSAS 第 16 号、第 17 号、第 31 号の範囲であり、IPSAS 第 43 号の範囲外である。
コンセッションナリー・ファイナンス・リースの開始時には損失が生じ、コンセッションナリー・オペレーティング・リースの開始時には	この論点に関して他の IPSAS を修正することはフェーズ 2 の範囲外である。

損失が生じないので、両者には一貫性がな い。	
逸失利益に関する情報が欠如している。	ED 第 84 号は会計モデルに関する開示を提案 するものであり、その範囲を超える意見であ る。

メンバーの唯一のコメントはアジェンダ・ペーパーの論点外のものであったため、却下され
た。他には意見がなく、ED 第 84 号の方針で進める方向となった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 84 号で提案した原則に基づいて最終文書を開発する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 6.2.4 の付録 A で識別した、貸手のコンセッションナリー・リースに関する ED 第 84 号の提案を強化するため、コメントを分析する。

(6) 借手のコンセッションナリー・リースと、無償取得使用权資産 (SMC 1、SMC 3、SMC 4)
(6.2.5)

ED 第 84 号の SMC 1、SMC 3、SMC 4 に関する反対意見は、下記のとおり。

反対意見	事務局の分析
無償取得使用权資産は、経済的便益を生み出 す場合に限り認識すべき。	概念フレームワークは、資産がサービス提供 能力又は経済的便益を生み出す能力を持つ場 合に資産認識すると定めている。
開示で十分である。	概念フレームワークは、開示は表示 (display) の代わりにはならないと定めてい る。開示のみの場合、IFRS 第 16 号には市場 条件ではないリースに関する規定があるので 整合しない。
現行の会計実務で、利用者ニーズと著しく異 なる結果にはならない。	他のコメントにはない意見であり、当該法域 に固有の論点である。また、現行の会計実務 は IPSAS 第 43 号以前のものであり、IPSAS 第 43 号の適用によって変更になる。IPSAS 第 43 号に基づく現行の会計実務に関してはコメ ントの論拠が示されていない。
コンセッションナリー・リースには、堅固なガ バナンスと経営者の監視プロセスが存在す る。	ガバナンスと監視のプロセスは、財務報告の 代わりにはならない。とりわけ、財務報告が 唯一のアカウンタビリティの達成手段である 法域ではそうである。
コスト対便益の理由。	コンセッションナリー・リースに含まれる補助 金部分の情報提供は、作成者が不合理な努力

	<p>を要しない限りはそのコストを上回る。さらに、この点は重要性等を考慮して主体ごとに判断される。</p> <p>ED 第 84 号には、原資産の現行の用途に基づく市場レートのリースに対するリース料が容易に入手できない場合について、すでにコスト対便益の考え方が盛り込まれている。ED 第 84 号は、会計情報の入手のコストが便益を上回る場合には会計記録は求めている。取得原価は資産とコンセッションの価値に関する情報は提供しない。取得原価が提供する情報は ED 第 84 号の提案よりも乏しい内容となる。</p>
取得原価と公正価値から選択できるようにすべき。	<p>IPSAS は、非交換取引を通じて取得した資産については、当初測定で取得原価又は公正価値から選択することを認めていない。同一の原資産に対して、公正価値での測定を求めつつ、使用権資産には取得原価と公正価値の選択肢を与える経済的理由が見つからない。</p> <p>取得原価は、資産とコンセッションの価値に関する情報を提供しない。取得原価はしたがって、ED 第 84 号の提案よりも有用ではない情報しか提供できない。</p> <p>リース料の市場価値を入手するコストが便益を上回る場合、主体はそうする必要はない。</p>
多額の非交換収益を認識しても利用者ニーズは満たされない。	<p>非交換収益を認識することは IPSASB の文献と整合しており、発生主義会計とも整合している。非交換収益だけに焦点を合わせるべきではない。開始時の取引には二つの側面があり、資産の認識額も GPFS の目的の観点から考慮される必要がある。</p>
定性的開示の欠如。	<p>ED 第 84 号は、すでに定性的開示を要求している。</p>
コンセッションナリー・リースはすべて、リースの契約リース料の現在価値で測定すべきであり、評価の実行可能性や強制可能性に基づいて、原資産の現在の用途に基づく市場レ	<p>部分的賛成の回答者からも同様の意見が多く寄せられているので、追加のガイダンスを提示してはどうか。</p>

トのリース料が容易に入手できない場合に限るべきではない。	
現在の用途に基づく市場レートの意味が明瞭性に欠けており、その判断が難しいこと。	同上。

メンバーからは測定に関連するコメントがあったが、次の(7)のセッションで検討することとされた。他には意見がなく、ED 第 84 号の方針を進める方向となった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 84 号で提案した原則に基づいて最終文書を開発する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 6.2.5 の付録 B で識別した、借手のコンセッショナルリー・リースと無償取得使用権資産に関する ED 第 84 号の提案を強化するため、コメントを分析する。

(7) IPSAS 第 46 号「測定」及び測定プロジェクト・フェーズ 2 との関係 (6.2.6)

関係するコメントは、下記のとおり。

コメント	事務局の分析
公正価値を使用していないので、IPSAS 第 46 号とは不整合。	市場レートによるリース料の現在価値は、IPSAS 第 46 号第 5 項と整合する測定技法である。
「コスト」の代わりに測定基礎の用語を使用すべき。	「コスト」の用語の用法は、IPSASB の文献と整合している。
IPSAS 第 46 号では、非交換取引の当初測定を、みなし原価で行う。	IPSAS 第 46 号第 5 項は、特定のガイダンスがある場合について定めている。ED 第 84 号は、コンセッショナルリー・リースにおける使用権資産と、無償取得使用権資産の測定に関する特定のガイダンスがある。したがって、IPSAS 第 46 号のようなみなし原価のガイダンスは定めていない。
事後測定の規定がない。	IPSAS 第 43 号の第 35 項から第 36 項は IPSAS 第 16 号と第 17 号の事後測定のガイダンスに相互参照をしており、コンセッショナルリー・リースの使用権資産も対象である。IPSAS 第 23 号の第 43B 項は、無償取得使用権資産の事後測定について、IPSAS 第 43 号へ相互参照を提案している。
原価による測定は IPSAS 第 46 号で概説した公的部門の測定の主目的と整合している。	IPSAS 第 46 号第 10 項(b)は、取引価格が資産又は負債に関する情報を忠実に表現できない

	場合には、原価で測定「しない」ことを定めている。これはコンセッション・リースの使用権資産と、無償取得使用権資産に該当する。
当初測定の現在操業価値を検討する。	使用権資産に対する現在操業価値の適用可能性について議論する予定である。
サービス提供能力目的で保有する使用権資産と無償取得使用権資産には、現在操業価値は適用できない。なぜならば、インカム・アプローチを認めていないからである。	同上。

メンバーからのコメントは1件だけで、アジェンダ・ペーパーの第12項(a)について、EDの修正が必要ではないかとの指摘があり、BCの起草において当該メンバーを交えて検討することとされた。

(8) IPSAS 第47号「収益」との関係 (6.2.7)

ED第84号には、IPSAS第23号に対する修正案が存在した。2023年5月に、IPSASBはIPSAS第47号を公表し、IPSAS第9号と第23号の廃止が決まった。事務局は下記の理由で、IPSAS第23号の修正案から引用したIPSAS第47号の修正セクションを最終文書に追加することを提案した。

- (a) IPSAS第23号の原則はIPSAS第47号の原則の一部と広く整合している。
- (b) IPSAS第17号から第45号に繰り越されたガイダンスについて、ED第70号・第71号の両方とIPSAS第47号が優先することが定められている。

あるメンバーは、IPSAS第23号の交換・非交換概念とIPSAS第47号のコンプライアンス義務の概念との整合性の確保について質問した。次回、事務局から整理の上で提案する。

他には、リースを含め、各基準書の発効日を一貫させるべきではないかとの指摘があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 最終文書にはED第84号のIPSAS第23号に対する修正案に基づいてIPSAS第47号に対する修正のセクションを設けるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS第47号に対する修正を含めるアプローチについて、発効日も含めたデュー・プロセス期間中に収まる代替案を提示する。

7. IPSASの改善2023 (アジェンダ7)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

改善プロジェクトは、個別にプロジェクトを立ち上げるほどではない基準書の修正をまとめて行うプロジェクトである。通常は1年に1回実施されるが、昨年は収益や測定等の大型の基準書

の最終化に注力するために延期されていたので、「IPSAS の改善 2021」以来、2年ぶりの改善プロジェクトとなる。

改善プロジェクトには、公的部門特有の理由による改善と、IFRS の改訂に対応する改善があるが、今回検討対象となっている改善事項は、いずれも IFRS の改訂に対応する内容である。

本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 負債の流動又は非流動への分類と、特約条項 (7.2.1)

2023年6月会議のED第85号草稿のパート1で提案されていた内容と同じである。

メンバーからは反対意見は無かったが、IPSASB の概念フレームワークに修正が整合している場合、それは単に IFRS に整合した IPSAS なのか、それとも公的部門に適用可能なものとなるのか、を明示して欲しいとの要望があった。他には特約条項の免除の場合や、決済日の位置付けなどについてのコメントがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">ED 第 85 号の草稿に「負債の流動又は非流動への分類 (IAS 第 1 号の修正)」及び「特約条項付きの非流動負債 (IAS 第 1 号の修正)」の二つの IASB 文書と整合させるための IPSAS の修正案を含める。
------	--

(3) 重要性の定義 (7.2.2)

2023年6月会議のED第85号草稿のパート3と4で提案されていた内容である。

ただし、2023年6月会議時点ではIPSAS第1号とIPSAS第3号の二つが改善対象であったが、付随して修正されるIPSAS第14号とIPSAS第19号の改善が追加されている。その結果、2023年9月会議のED第85号草稿のうち、パート2～5の四つのパートが本件に関する改善提案となっている。

メンバーからは、利用者の意味が民間と公的部門では異なるのではという指摘があり、概念フレームワークに照らして再検討することが必要とされた。本件は公開草案の草稿から削除し、次回の改善プロジェクトで再提示することとされた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">ED 第 85 号の草稿から「重要性の定義 (IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正)」に関連する IPSAS の修正案を削除する。
------	---

(4) 金利指標改革—フェーズ2 (7.2.3)

2023年6月会議のED第85号草稿のパート5で提案されていた内容と同じである。

メンバーからは特に意見はなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">ED 第 85 号の草稿に「金利指標改革—フェーズ2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正)」のう
------	--

	ち、IFRS 第 16 号に関する修正部分と整合させるための IPSAS の修正案を含める。
--	--

(5) セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (7.2.4)

2023 年 6 月会議の ED 第 85 号草稿のパート 6 で提案されていた内容と同じである。
メンバーからは特に意見はなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 85 号の草稿に「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債 (IFRS 第 16 号の修正)」と整合させるための IPSAS の修正案を含める。
-------------	--

(6) ED 第 85 号「IPSAS の改善 2023」の承認 (7.2.5)

アジェンダ・ペーパー7.3.1 の ED 第 85 号草稿の記載項目をまとめると下表のとおり。2023 年 6 月時点の ED 第 85 号草稿のパート 2 に掲載されていた「会計上の見積りの定義 (IAS 第 8 号の修正)」は、削除されている。

パート	IASB 文書	主な内容	影響を受ける IPSAS
1	負債の流動・非流動の分類 (IAS 第 1 号の修正) 特約条項付きの非流動負債 (IAS 第 1 号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも 12 か月にわたり決済を延期する権利に関する不整合の修正 決済の意味の明確化 	第 1 号
2～5	「重要性がある」の定義の修正 (IAS 第 1 号及び第 8 号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> 重要性の定義を修正 	第 1 号 第 3 号 第 14 号 第 19 号
6	金利指標改革 - フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のキャッシュ・フローの変化に対する実務上の便法をリースについて提供 	第 43 号
7	セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (IFRS 第 16 号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> セール・アンド・リースバック取引の取引日後の会計処理方法を説明する要求事項を追加 	第 43 号

(3)で上述したように、パート 2～5 は公開草案の草稿から削除することとしたうえで、ED 第 85 号の承認手続きを行い、全員一致で承認した。詳しくは以下のとおり。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案への回答者が提起した全ての重要論点は議論済みである。
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> • デュー・プロセスを適切に経ている。 • ED 第 85 号の公表を 17 名が賛成、1 名が反対で承認した。 • コメント期限は 2023 年 11 月 15 日とする。(60 日間)
--	--

8. 測定：適用フェーズ（アジェンダ 8）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトのフェーズ 2 である。フェーズ 2 は、現在操業価値（以下、COV）の測定基礎概念が、各 IPSAS の当初認識と事後測定に適用可能かどうかを評価することを目的としている。フェーズ 1 では、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」についてのみ当該評価を行っており、フェーズ 2 では、その他の IPSAS が検討対象となる。

② これまでの進展

2022 年 12 月の会議で、2023 年 6 月会議からフェーズ 2 の検討を行うことが事務局長から提案された。その後、予定よりも早く 2023 年 3 月会議から検討を開始している。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) プロジェクトの概説（8.2.1）

事務局は、測定フェーズ 2 のこれまでの進展を説明した。

(3) IPSAS 第 12 号「棚卸資産」には COV を適用可能か（8.2.2）

事務局は、COV は次の目的で保有する棚卸資産に適用可能な測定基礎として追加することを提案した。

- 無償又は名目的な対価で供給する。
- 生産プロセスで消費する。又は、無償若しくは名目的な対価で供給するための財。

メンバーからは、再調達原価を COV に置き換えるための論拠や、報告日と測定日の関係について説明不足であるので、12 月会議までに再検討のうえ、改めて示すべき等の意見が出た。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 12 号「棚卸資産」の範囲内の資産に対する COV の適用可能性について、さらに分析を行う。
---------	--

(4) 減損：公正価値と回収可能サービス価額の定義の修正（8.2.3）

事務局は、減損に関する現行規定の説明を行ったうえで、減損に関して以下を提案した。

- 回収可能サービス価額の構成部分として「売却コスト控除後の公正価値」を保持する。
- IPSAS 第 46 号「測定」の公正価値定義に基づいて「売却コスト控除後の公正価値」の定義を修正する。

- (c) 操業目的で保有するほとんどの資産、特に特殊な用途の資産については、回収可能サービス価額の決定のための適切な指標は現在操業価値（COV）であり、売却コスト控除後の公正価値を算定する必要はない。

メンバーからは、回収可能サービス価額について、公正価値を維持すべきなのか、COV を認めるべきかに関する意見が出た。

(5) 減損：回収可能サービス価額における非資金生成資産の使用価値の保持又は置き換え（8.2.4）

事務局は、回収可能サービス価額の構成部分である「非資金生成資産の使用価値」を COV に置き換えることを提案した。

メンバーからは、歴史的原価モデルと現在価値モデルのどちらを採用するのかによって測定基礎が異なってくることや、COV を適用する場合において、減損は生じ得るのかというコメントがあった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 回収可能サービス価額の決定について、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」とアジェンダ 8.2.3 及び 8.2.4 の事務局提案のそれぞれについて、設例を作成する。
----------------	--

(6) IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」には COV を適用可能か（8.2.5）

事務局は、IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」に COV を定めるのではなく、結合対象となる個々の資産・負債項目に関連する IPSAS に COV を定めることを提案した。

メンバーからは具体的な事例の記載が欲しいとの意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COV が適用可能かどうかについては IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」にまとめた定めを置くのではなく、個々の IPSAS の定めに従うこととする。
-------------	--

(7) IPSAS 第 32 号「サービス移譲の取決め：移譲者」には COV を適用可能か（8.2.6）

事務局は、サービス移譲資産の事後測定の測定基礎として COV が適用可能であると定めることを提案した。

メンバーからは、認識時の測定については再検討が必要との意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COV は IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」の範囲内の資産の測定基礎として適用可能である。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 32 号の認識時点の測定に関するガイダンスを改訂し、将来キャッシュ・フローの割引技法に重点を置くとともに、公正価値への言及を削除する。

(8) IPSAS 第 43 号「リース」には COV を適用可能か (8.2.7)

事務局は、使用権資産の事後測定の実定基礎として COV が適用可能であると定めることを提案した。

メンバーからは、当初認識時の測定と、COV による事後測定が整合しないのではという意見があった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">IPSAS 第 43 号「リース」の範囲内の資産に対する COV の適用可能性について、さらに分析を行う。使用権資産の測定にインカム・アプローチが必要かどうかを問う「コメントを求める特別の事項」を設ける。
---------	---

(9) 会計上の見積りの定義と、「測定技法」の用語の一貫した適用 (8.2.8)

事務局は、次の 2 項目を提案した。

(a) IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正し、会計上の見積りの定義を追加する。

(b) 「測定技法」に関連する公的部門の用語に関して IPSAS 第 3 号を修正する。

メンバーからは、用語の使用法が IFRS と異なることについて、BC 等で明確に説明すべきとの意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正し、「会計上の見積り」の用語定義を追加する。IPSAS 第 46 号「測定」が導入した「測定技法」の用語を、IPSAS 全体に一貫して適用する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">ここまでの IPSASB の決定事項を踏まえた ED 草稿を開発する。

9. 簡易版 IPSAS (アジェンダ 9)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、当初は複雑ではない公的部門の主体のための簡易版 IPSAS を開発することを想定していたが、今回の 2023 年 9 月会議の議論の結果、次のように変更されている。もはや新 IPSAS の開発を目的とはしていないため、次から表題を変更する可能性がある。

「公的部門の主体による IPSAS へのアクセス、IPSAS の理解、IPSAS の適用に役立つように、基準書ではないガイダンス（特に、実務に役立つ文書）の開発を推進すること。」

2022 年 3 月会議で本プロジェクトを作業計画に正式に追加し、2023 年初頭から調査活動を行ったうえで、2023 年 6 月から IPSASB 会議における議論が開始されている。

本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) プロジェクトの目的 (9.2.1)

事務局は、本プロジェクトの目的を次のように変更することを提案した。

「公的部門の主体による IPSAS へのアクセス、IPSAS の理解と適用に役立つように、基準書ではないガイダンス（特に、実務に役立つ文書）の開発を推進すること。」

メンバーからは賛否両論の意見が出た。大きな方向性の確認となるため、ここで事務局提案について評決をとり、賛成 15 名、反対 3 名の賛成多数で事務局提案を進めることを決定した。反対した 3 名は、期待どおりの救済が得られないこと、フル IPSAS の適用に伴うリソースや能力上の課題が解決されないこと、重要性の適用に関するガイダンスが提供されないこと、を反対理由として挙げていた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">基準設定ではなく、実務的な補助資料の開発によって、関係者が提起した公的なニーズに現実的かつ効果的に対応できる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">基準設定ではなく実務的な補助資料の作成を行うという IPSASB の論拠を説明するためのフィードバック文書案を作成する。

(3) プロジェクトの成果物 (9.2.2)

事務局は、利用者のために「IPSAS ナビ」(Navigating IPSAS) を開発することを提案した。当該資料は、リソースや能力に限りがある公的部門の主体による IPSAS へのアクセス、IPSAS の理解と適用に役立つ。当該資料の開発には、戦略的なパートナー組織の協力を仰ぐ予定である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">実務的な補助資料は、適切な品質管理プロセスを整えることを条件として、戦略的なパートナー組織によって開発されるべきである。当該資料によって、公的部門の主体による IPSAS の要求事項に対するアクセス、理解、適用に役立つようにする。有志による利用者・作成者パネルを設けて、当該資料に対するインプットやフィードバックを提供する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">戦略的なパートナー組織を具体的に定めて実務的な補助資料を開発するとともに、利用者・作成者パネルを設ける。

10. 財務諸表の表示 (アジェンダ 10)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、財務諸表の表示に関する要求事項、財務諸表の構成に関するガイドライン、開示規定を含む最低限の要求事項などを幅広く検討することを想定している。

事務局は、以下のテーマを想定している。

- 利用者ニーズに焦点を当てる。
- 余剰・欠損の計算書に開示されない収益・費用の開示
- 関係者に対するアカウントビリティ

- 予算との調整

本プロジェクトは、2021年7月に公表されたIPSASBの中期計画にあたる「戦略及び作業計画2019-2023」の中間コンサルテーションの結果、回答者からの多くの支持を受けて、簡易版IPSASとともに新規プロジェクトの一つとして採択された。2022年3月会議でIPSASBの作業計画上に正式に追加され、IPSASBのリソースに余裕が生じた時点でプロジェクトを開始することとされていた。

本プロジェクトは、まだ初期段階（プロジェクト概要書の承認前）である。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 2023年6月会議の決定事項と指示事項への対応状況（10.2.1）

事務局が、2023年6月会議の決定事項と、事務局への指示事項への対応状況を説明した。

(3) プロジェクト概要書の承認（10.2.2）

プロジェクト概要書「財務諸表の表示」草稿のセクションごとのレビューの後、プロジェクト概要書の承認に向けて投票を行った。18名全員が賛成し、承認された。⁹

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。

(4) コンサルテーション・ペーパー開発の方向性（10.2.3）

2025年6月にコンサルテーション・ペーパーを承認することを目標として、コンサルテーション・ペーパーの論点を今後の会議で検討する。論点を検討した次の会議で、関連する「結論の根拠」を提示する。測定プロジェクトと同様に、コンサルテーション・ペーパーの付録として例示目的の公開草案を開発する。

11. サステナビリティ報告：ISSB アップデート（アジェンダ 11）

IFRS財団のLee White氏と国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のSam Prestidge氏による最新状況の解説が行われた。スライドは使用せず口頭による解説であった。主な内容は以下のとおり。

- IFRS-S1とIFRS-S2を公表するまでの経緯説明。
- 2023年の残りの期間で今後の方向性を検討する。生物多様性、人的資本の統合、人権に関する報告などが候補となる。

⁹ [プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（英文）](#)

- 欧州やグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）など、他の基準設定主体との相互運用性が重要。GRIとは覚書を締結し、緊密に連携している。

メンバーからは、基準書開発のスピード感、適用上の経過措置、公的部門として民間向けに提供すべき情報、ダブル・マテリアリティの必要性、などについて質問が出た。

12. サステナビリティ報告：ニュージーランド XRB アップデート（アジェンダ 12）

ニュージーランド外部報告審議会（XRB）チーフエグゼクティブの April Mackenzie 氏によるニュージーランドにおける気候関連開示基準の開発について解説が行われた。主な内容は以下のとおり。

- 開発の経緯説明。開発チームの構成。
- 低排出で気候変動に強い未来に向けた活動に対する資本配分を支え、行動変容を促す。
- 三つの基準書（気候に関する基準、移行規準、一般的な要求事項）
- 実際には、温室効果ガス排出量の数値が必要なので二重の重要性が存在する。

メンバーからは、情報の不確実性、監査、防衛省にとってのバリューなど、様々な質問が出た。

13. サステナビリティ報告－気候関連開示（アジェンダ 13）

(1) プロジェクトの説明とこれまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関するガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月に CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」¹⁰を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書を承認した。

サステナビリティ報告プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「参考情報その 2」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) プロジェクトの計画と工程表（13.2.1）

事務局がプロジェクトの進め方と工程表について説明した。

本プロジェクトでは、IPSASB の議論を支えるために、以下の二つのグループを組成する。

- サステナビリティ・レファレンス・グループ（SRG）
 - ハイレベルの戦略的な助言を提供する。
 - Scott Showalter 氏が議長を務める。
 - メンバーは、議長と国際機関の代表者の計 14 名。

¹⁰ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」の解説](#)

- トピック・ワーキング・グループ (TWG)
 - 具体的かつテクニカルな論点について議論し、提案を行う。
 - 四半期ごとに会合を行う。2023年10月18日に初回を予定。
 - IPSASBのIan Carruther議長がTWGの議長も務める。
 - メンバーは、議長、Liang Yang氏、ISSB、GRI他を予定。

メンバーからは、二つの新グループのガバナンス体制、CAGとの関係、利用者の期待に対応できるのか、概念フレームワークを適用するのか、四半期ごとの作業予定、先住民問題についての取組、など多くの質問が出た。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局提案のアプローチに基づいて、気候関連開示の基準書を開発すべきである。
------	---

(3) 主要なサステナビリティ報告の概念と用語 (13.2.2)

事務局は、サステナビリティ報告に関する用語と定義案について説明した。

- オペレーション・モデル
- 一般目的財務報告書 (GPFRs)
- GPFRsの主な利用者
- 報告主体
- バリューチェーン

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • オペレーション・モデル、GPFRs、GPFRsの主な利用者、報告主体、について提案された用語定義は、若干の修正を加えることを前提として、適切である。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • オペレーション・モデルの用語定義を修正する。 • バリューチェーンの用語定義案を見直し、GRI基準の定義に基づき、より簡潔でセクターにとらわれない内容にする。

14. 天然資源 (アジェンダ 14)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

天然資源プロジェクトは、天然資源の認識、測定、表示・開示に関するガイダンスを開発することを目的としている。

② これまでの進展

2020年3月の会議でプロジェクト概要書¹¹を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」¹²を承認、同年5月に公表した。その後、2023年3月会議からED開発に向けた議論を行っている。天然資源プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 天然資源：プロジェクト管理 (14.2.1)

事務局がプロジェクトの進め方と工程表について説明した。

(3) 天然資源の修正定義案 (14.2.2)

事務局は天然資源を次のように定義することを提案した。

天然資源とは、次の項目をいう。

- (a) 人工的な助力なしに存在している（すなわち、自然に生じる）、かつ、
- (b) サービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力のどちらかを、主体にもたらず。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">• 天然資源の用語を次のとおり定義する。 サービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴う、自然に生じる項目
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">• 天然資源の用語定義の開発に関する「結論の根拠」の記述に一貫性を持たせる。• コンサルテーション・ペーパーの論考と予備的見解、それらに対する回答者のコメントを考慮し、天然資源のガイダンス案は単独の基準書とするべきか、それとも既存のIPSASの修正とすべきかを検討する。

15. 発生主義IPSASの初度適用（アジェンダ15）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、IPSAS第33号「発生主義IPSASの初度適用」を改訂し、利用者がより使いやすい内容にすることを目的としている。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

¹¹ 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

¹² 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」の解説](#)

(2) IPSAS 第 33 号を実務上適用しやすくするための最善の改善方法 (15.2.1)

IPSASB メンバーの Abdullah Al-Mehthil 氏が、今後の本プロジェクトの進め方について 5 種類の選択肢を提示した。事務局は、うち選択肢 4 を推奨した。

	選択肢の内容
選択肢 1	IPSAS 第 33 号の構成を IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」に合わせる。
選択肢 2	IPSAS 第 33 号の強制力を有するセクションはそのままに、強制力のないガイダンスを追加する。
選択肢 3	IPSAS 第 33 号の文章を、削除、追加、再構成する。
選択肢 4	IPSAS 第 33 号の文章を、トピック別に並べ替える。
選択肢 5	IPSAS 第 33 号を廃止して、今後は「Pathways to Accrual」を使用する。

議論の結果、選択肢 4 の方針で進めることが決定された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 33 号の文章をトピック別に再構成し、強制力のないガイダンスを追加する。(選択肢 4)
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 33 号のガイダンスをトピック別に再構成することについて説明資料を作り、IPSAS 適用主体の移行作業に役立つように、強制力のないガイダンスを追加する。

16. 天然資源—IFRS 第 6 号との整合 (アジェンダ 16)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、天然資源プロジェクトの派生プロジェクトである。IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」及び IFRIC 解釈指針第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」の二つの文書に基づいた IPSAS を開発することを目的としている。

本プロジェクトは、2023 年 6 月会議の天然資源プロジェクトにおける決定に基づき、今回が初回の議論となる。天然資源プロジェクト全体のこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) IFRS 第 6 号及び IFRIC 解釈指針第 20 号との整合 (16.2.1)

事務局は IFRS 第 6 号に基づく文章を本文とし、IFRIC 解釈指針第 20 号に基づく文章を付録 A とする公開草案の草稿を提示し、成果物の作成方針についてハイレベルの意見を求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 6 号からの離脱は、用語定義、IPSAS 特有のフォーマットへの修正、及び一貫性を持たせるための修正に限るべきである。 IFRIC 解釈指針第 20 号に整合したガイダンスを開発する。同指針からの離脱は IFRS 第 5 号同様に限定的なものとするべきである。
------	--

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IFRIC 解釈指針第 20 号に基づくガイダンスを新基準書のどのセクションに配置すべきかを判断する。 結論の根拠を開発する。その際には、IFRS 第 6 号に基づく開発中のガイダンスが公的部門で適用できることの説明を強調する。また、概念フレームワークとの不整合についても説明する。
---------	--

17. 適用パネル（アジェンダ 17）

IPSASB で進行中の「戦略及び作業計画 2024-2028」では、IPSAS の適用の促進にリソースを割り当てることを提案している。また、2022 年 9 月にポルトガルで行われた公的部門の基準設定主体フォーラム（PSSSF）が適用パネルの設置を要望していた。

これらを背景として、事務局は「適用パネル（Application Panel）」を新たに設置する予定である旨を説明した。適用パネルは、IPSAS の適用実務に詳しく、かつテクニカルに秀でた 4～6 名の個人で構成される。主に以下の情報源をもとに、IPSASB に対して議案の提示等を会議ごとに行う活動を、2024 年から開始する予定である。

- IASB 年次改善や IFRIC 解釈指針の動向
- 利害関係者から IPSASB ウェブサイトに寄せられた質問・意見
- IPSASB、CAG、パネルメンバー、TA 等
- IPSASB 事務局

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 適用パネルのメンバーシップについて選定規準を改善する。 課題選定の考え方について、公的部門に影響を与え得る IFRS 関連の課題を、より繊細に検討する方法に修正する。 パネルの詳細な分析対象外となる課題をどう扱うかを明確にする。 パネルの名称案を「IPSASB 適用パネル」に変更し、サステナビリティ報告基準の適用から生じる課題の分析も扱えるようにする。
---------	--

参考情報その1 (2023年10月15日時点)

1. 現中計期間(2019年～)に公表済みの基準書等(原文と日本語解説記事)
2. IPSASと日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去のIPSASB会議の報告記事
6. IPSASBのボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASBのウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 現中計期間(2019年～)に公表済みの基準書等(原文と日本語解説記事)

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS第42号「社会給付」	2019/01	リンク	リンク
関連法人及び共同支配法人に対する長期持分(IPSAS第36号の修正)と負の補償を伴う期限前償還要素(IPSAS第41号の修正)	2019/01	リンク	なし
戦略及び作業計画2019-2023	2019/03	リンク	リンク (CP)
集合サービス及び個別サービス IPSAS第19号の修正	2020/01	リンク	リンク
IPSASの改善2019	2020/01	リンク	リンク (ED68)
ハンドブック 2019年版	2020/02	リンク	なし
ハンドブック 2020年版	2020/07	リンク	なし
COVID-19:発行日の延期	2020/11	リンク	なし
IPSAS第41号「金融商品」:強制力のないセクションの修正	2020/12	リンク	リンク
ハンドブック 2021年版(PDF形式)	2021/03	リンク	なし
IPSAS第5号「借入コスト」の改訂—強制力のない指針	2021/11	リンク	リンク
eIS(2021年版 電子版ハンドブック)	2021/11	リンク	なし
IPSASの改善2021	2022/01	リンク	リンク
IPSAS第43号「リース」	2022/01	リンク	リンク

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS 第 44 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	2022/05	リンク	リンク
ハンドブック 2022 年版	2022/05	リンク	なし
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	執筆予定
概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第 46 号「測定」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第 47 号「収益」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第 48 号「移転費用」	2023/05	リンク	執筆予定

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（仮訳）	2015/07	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 67 号「集合サービス及び個別サービス並びに緊急支援」	2019/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 68 号「IPSAS の改善 2019」	2019/07	リンク	リンク	リンク
公開草案第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」	2019/08	リンク	リンク	リンク

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 70 号「履行義務のある収益」	2020/02	リンク	リンク	リンク
公開草案第 71 号「履行義務のない収益」	2020/02	リンク		
公開草案第 72 号「移転費用」	2020/02	リンク		
公開草案第 73 号「COVID-19：発行日の延期」	2020/07	リンク	なし	なし
公開草案第 74 号「IPSAS 第 5 号「借入コスト」：強制力のないガイダンス」	2020/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 75 号「リース」	2021/01	リンク	リンク	リンク
情報提供依頼書「コンセッションナリー・リース及び類似の取決め」	2021/01	リンク	なし	
公開草案第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」	2021/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 77 号「測定」	2021/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 78 号「有形固定資産」	2021/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 79 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	2021/04	リンク	リンク	リンク
公開草案第 80 号「IPSAS の改善 2021」	2021/07	リンク	リンク	リンク
コンサルテーション・ペーパー「作業計画 中間コンサルテーション」	2021/07	リンク	リンク	リンク
公開草案第 81 号「概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」及び第 5 章「財務諸表の構成要素」」	2022/02	リンク	リンク	リンク
公開草案第 82 号「退職給付制度」	2022/04	リンク	リンク	リンク
コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」	2022/05	リンク	リンク	リンク
コンサルテーション・ペーパー「天然資源」	2022/05	リンク	リンク	リンク
作業計画中間コンサルテーション 結果概要	2022/05	リンク	なし	なし
公開草案第 83 号「サステナビリティ・プログラム情報の報告」	2022/11	リンク	リンク	リンク
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	リンク	リンク	リンク

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2019/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2019/06	カナダ／トロント	リンク

開催年月	開催国／都市	報告記事
2019/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2019/12	アラブ首長国連邦／アブダビ	リンク
2020/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク（バーチャル参加）	リンク
2020/06・07	バーチャル開催	リンク
2020/09・10	バーチャル開催	リンク
2020/12	バーチャル開催	リンク
2021/02	バーチャル開催	リンク
2021/03	バーチャル開催	リンク
2021/04	バーチャル開催	リンク
2021/06	バーチャル開催	リンク
2021/07	バーチャル開催	リンク
2021/09	バーチャル開催	リンク
2021/10	バーチャル開催	リンク
2021/12	バーチャル開催	リンク
2022/02	バーチャル開催	リンク
2022/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク（バーチャル参加）	リンク
2022/06	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2022/07	バーチャル開催	リンク
2022/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2022/10	バーチャル開催	リンク
2022/12	カナダ／トロント	リンク
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	執筆予定

6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Todd Beardsworth	ニュージーランド	会計検査院	2018
Neema Kiure-Mssusa	タンザニア	EY	2018
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023

※ Ian Carruthers 議長は 3 期目（任期が 2025 年末までに 1 年延長された）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ4 退職給付制度](#)

[アジェンダ5 IPSAS の次期戦略及び作業計画](#)

[アジェンダ6 その他のリース形式の取決め](#)

[アジェンダ7 IPSAS の改善](#)

[アジェンダ8 測定：適用フェーズ](#)

[アジェンダ9 簡易版 IPSAS](#)

[アジェンダ10 財務諸表の表示](#)

[アジェンダ13 サステナビリティ報告－気候関連開示](#)

[アジェンダ14 天然資源](#)

[アジェンダ15 発生主義 IPSAS の初度適用](#)

アジェンダ4 退職給付制度（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) ED の開発（2020年3月～2022年2月）

2020年3月会議でプロジェクト概要書¹³が承認された。

2021年12月会議で公開草案第82号「退職給付制度」¹⁴（以下、ED第82号）を条件付で承認、2022年2月会議で修正箇所の確認を行ったうえで、2022年4月に公表した。コメント期限は2022年8月1日であった。2023年3月会議から公開草案に寄せられたコメントの検討を開始している。

(2) 2023年3月会議 ED第82号に寄せられたコメントレターのレビュー（10.2.1）

事務局は、ED第82号の特別にコメントを求める事項（SMC）に寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。

IPSASBは、議論の結果、コメントレターが提起している論点の詳細分析は、校正グループに委任すること、及び、校正グループは、2023年6月会議にその検討結果に基づく提案を行うことを決定した。

事務局に対しては、IPSAS第X号「退職給付制度」（草稿）と、IPSAS第39号「従業員給付」との関係を示す図表を作り、それぞれの基準書の範囲と内容を明確化することを指示した。また、公的部門でみられる様々な種類の給付制度のうち、何を対象とするのかを明確に示すことも指示した。

¹³ 退職給付制度のプロジェクト概要書（英文）[Approved Project Brief](#)

¹⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第82号「退職給付制度」の解説](#)

(3) 2023年6月会議 論点の検討

① IPSAS 第49号「退職給付制度」(草稿)の目的と範囲に係るガイダンス(12.2.1)

事務局は、IPSAS 第49号(草稿)の目的と範囲を、財務諸表作成者や利用者が理解しやすくなるように、「適用指針」と「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第49号(草稿)の目的と範囲に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。 基準書の範囲に関する図表を更新し、「At a Glance」¹⁵に含める。
----------------	---

② 退職給付制度と連結に関するガイダンス(12.2.2)

事務局は、IPSAS 第49号(草稿)に従って、退職給付制度の財務諸表に含める残高は、連結の対象外であることを「結論の根拠」で明確化することを提案した。

事務局への指示	連結に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。
----------------	---

③ IPSAS 第49号「退職給付制度」(草稿)に含まれる定義のガイダンス(12.2.3)

事務局は、IPSAS 第49号(草稿)に含まれる定義を保持し、財務諸表作成者や利用者がそれらの定義を理解しやすくなるように、「適用指針」や「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

決定事項	IPSAS 第49号(草稿)の定義案を保持する。
事務局への指示	IPSAS 第49号(草稿)に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。

④ IPSAS 第49号「退職給付制度」(草稿)に含まれるその他のガイダンスと開示(12.2.4)

事務局は、IPSAS 第49号(草稿)に含まれる開示について、財務諸表作成者や利用者が理解しやすくなるように、「適用指針」や「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

決定事項	<p>IPSAS 第49号(草稿)に、次の開示規定を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付制度の長期持続可能性の評価に役立つ、予想将来掛金の開示。 制度資産の公正価値に関して、IPSAS 第41号「金融商品」に従った開示。 報告日時点における制度の損失の開示。その管理と財源も開示する。
事務局への指示	9月会議で予定するIPSAS 第49号の承認の前に会議外レビューを行えるように、修正履歴付きの草稿を関係者に回付する。

¹⁵ 基準書と同時に公表される、事務局が作成した概要説明の文書。IPSASBのレビュー対象ではない。

アジェンダ5 IPSASB の次期戦略及び作業計画 (今回の会議の記事は[こちら](#))

(1) 2023年3月会議

事務局は現行の戦略及び作業計画の概要を説明し、その策定時から大きく外部環境や関係者の期待が変化していることを強調した。議論の結果、状況変化を踏まえて戦略及び作業計画を更新することを決定した。

事務局には、以下の点に留意することを指示した。

- 関係者による財務情報の利用方法は変化しているのか、その結果、次期中期計画に対する関係者の期待は変化したのかを検討する。
- 戦略目的を現在の外部環境や関係者の期待に合わせて更新する。特に、サステナビリティ報告と、IPSAS の開発・メンテ・適用推進に関して考慮する。
- 現行の戦略及び作業計画が掲げているテーマ A～E の順序や重点を見直す。例えば、テーマ B (IFRS とのコンバージェンスの維持) には、政府財政統計 (GFS) やサステナビリティ報告ガイダンスを含める。テーマ C (利用者のより広範な財務報告ニーズを満たすガイダンスの開発) では、サステナビリティ報告に重点を置く。
- 基準書の適用後レビュー (PIR) や、IPSAS 適用上の論点を盛り込む。
- 現行の戦略及び作業計画の開発時に使用した、プロジェクト優先順位付けの規準を再度用いて、新規の財務報告関連のプロジェクト案の分析を行う。

(2) 2023年6月会議

① IPSASB の「戦略及び作業計画 2024-2028」の開発プロセス (17.2.1)

事務局は、本プロジェクトの概要や、CP 草稿の作成プロセス等について概説した。

② 本プロジェクトの戦略目的 (17.2.2)

事務局は、「戦略及び作業計画 2024-2028」の戦略目的を次のように定めることを提案した。

発生主義 IPSAS の採用増加と公的部門のサステナビリティ基準の開発を通じて、公共財務管理を国際的に強化する。

事務局への指示	本セッションとブレイクアウト・セッションで寄せられた意見を戦略目的に反映する。
----------------	---

③ 注力すべき戦略分野の提案 (17.2.2)

事務局は、「戦略及び作業計画 2024-2028」を実現するために、二つの主要な活動分野における四つの戦略分野に注力することを提案した。

二つの活動分野	四つの戦略分野
国際基準の提供	公的部門の財務報告ガイダンスの設定 公的部門のサステナビリティ報告ガイダンスの設定
適用の促進	採用と適用の促進

	財務及びサステナビリティの報告情報の効用の提唱
--	-------------------------

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 「基準」と「ガイダンス」の用語使用について、一貫性と適切性の観点から確認する。 注力すべき分野について、サステナビリティ報告及び公共財務管理との関係並びに発生主義 IPSAS の大切さを反映するように修正する。 サステナビリティ報告の開発の進展を考慮し、RPG の位置付けについて、戦略期間中に再検討することを約束する。 本セッション及びブレイクアウト・セッションで寄せられたその他の意見を二つの活動分野に反映する。
----------------	---

④ ブレイクアウト・セッション (17.2.4 と 17.2.5)

ボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーは、地域別の三つのグループに分かれて、適用後レビュー (PIR) のプロセスと、優先すべきプロジェクトについて議論した。筆者はアジア・アメリカ地域のグループに参加した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> PIR のプロセスは、IASB の PIR プロセスを活用する。 PIR の範囲には、IPSAS の全体を含めるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 優先度の低い公的部門用のプロジェクトは、プロジェクト候補一覧から削除する。(IAS 第 34 号「期中財務報告」と IFRS 第 17 号「保険契約」) プロジェクト候補の一覧に、メンバーが提案したプロジェクトを追加すべきかどうかを検討する。

(3) 2023 年 7 月会議

① CP 草稿の進捗状況 (1.2.1)

事務局が CP 草稿の進捗状況について概説した。

② CP 草稿の本文の見直し (1.2.2)

事務局は、新しい IPSASB の戦略目的を「発生主義 IPSAS と公的部門用サステナビリティ基準の採用増加を通じて、公共財務管理 (PFM) を国際的に強化する。」とすることを提案し、以下の関連論点を提示した。

- 採択 (adoption) と適用 (implementation) : 事務局は適用の用語のみを使用することを提案したが、メンバーからは採択の用語を残すべきという意見が多かった。
- サステナビリティ報告と公共財務管理 (PFM) の関係 : IPSASB による PFM の解釈は、サステナビリティに関するアウトカムも含む、幅広いものとするのが提案された。
- 発生主義 IPSAS の用語 : IPSASB の文書で使用されている accrual based IPSAS 又は accrual basis IPSAS という表記は使わず、理解を容易にするために accrual IPSAS と表記する。
- 「高品質の」の用語を保持する。

- サステナビリティ報告の関連で、推奨実務ガイドライン（RPG）については触れない。

決定事項	戦略目的を「発生主義 IPSAS 及び公的部門用サステナビリティ報告基準の採択・適用の増加を通じて、公共財務管理（PFM）を国際的に強化する。」とする。ただし、事務局は「持続可能な」の用語を含めるかどうかの検討を行う。
事務局への指示	サステナビリティ報告と PFM の関係を説明するために、「持続可能な（sustainable）」の用語を、戦略目的に含めるべきかどうかを検討する。

③ CP 草稿の「付録」の見直し（1.2.3）

事務局は、CP 草稿の「付録：プロジェクトの優先順位一覧」に、以下のプロジェクト候補を掲載することを提案した。

活動区分	プロジェクト候補
基準設定	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 第 17 号「保険契約」 • 料金規制活動：IFRS 第 14 号と IASB の新基準 • 租税支出の会計（開示プロジェクト） • 財務報告に関するコミュニケーションの改善（開示プロジェクト）
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」 • IPSAS 第 18 号「セグメント報告」 • IPSAS 第 20 号「関連当事者の開示」 • IPSAS 第 22 号「一般政府セクターに関する財務情報の開示」 • IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> • 割引率 • 共通支配下の企業結合

また、以下のプロジェクト候補は掲載対象外とすることが提案された。

- IAS 第 34 号「期中財務報告」
- リスク集中の開示
- サービス業績報告

決定事項	CP 草稿の付録の名称を、「プロジェクトの優先順位一覧」から「プロジェクト候補一覧」に変更する。
事務局への指示	プロジェクト候補一覧の IFRS 第 17 号「保険契約」及び IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」の説明を修正する。 IAS 第 34 号「期中財務報告」を候補に追加する。

④ コメントを求める特別な事項（1.2.4）

事務局は以下の七つのコメントを求める特別な事項（SMC）を提案した。

SMC 1	IPSASB の 2024-2028 年の戦略目的に同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示されたい。
SMC 2	公的部門の財務報告基準について、IPSASB が 2024-2028 年に注力すべき分野の案に同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示されたい。
SMC 3	公的部門のサステナビリティ報告基準について、IPSASB が 2024-2028 年に注力すべき分野の案に同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示されたい。
SMC 4	採用と適用の推進について、IPSASB が 2024-2028 年に注力すべき分野の案に同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示されたい。
SMC 5	財務及びサステナビリティの報告情報による便益の提唱について、IPSASB が 2024-2028 年に注力すべき分野の案に同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示されたい。
SMC 6	2024-2028 年の作業計画では、公的部門の財務報告基準の設定に関する新規大型プロジェクトを追加することよりも、調査・メンテナンス活動（解釈グループと適用後レビュー）を優先することに同意するか。同意しない場合は、その理由を説明し、代替案を提示するとともに、どのプロジェクトを優先すべきかを説明されたい。
SMC 7	IPSASB は、適用後レビューを開始する予定である。IPSASB が基準書を開発した際に意図したように機能していないと考える IPSAS はあるか。主体に当該 IPSAS を適用する際に、どのような適用上の課題に直面したか。その理由と、具体的なパラグラフを挙げて、明確に説明されたい。

事務局への指示	2024-2028 年の新中計画期間に関する新しい提案に焦点を当てるように、SMC を簡素化する。
---------	---

⑤ CP 草稿のレビュー (1.3.1)

CP 草稿について、セクション別にレビューを行った。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 戦略目的の解説図：戦略目的の達成のために注力すべき分野の関係性が目立つように修正する。 公的部門のサステナビリティ報告のセクションの文章を、気候関連開示のプロジェクト概要書と整合させる。 RPG の位置付けに関する文章を修正し、文章の配置を再考する。 三つ目の解説図：財務とサステナビリティの両方の報告を強調するように、強力な PFM の創設について追記する。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 四つ目の解説図：見出しの一貫性を確保する。資源の配分案の記述をわかりやすく修正する。調査・メンテナンスのプロジェクトは基準設定活動に移行することを明記する。
--	--

アジェンダ6 その他のリース形式の取決め（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) フェーズ1：IPSAS第43号「リース」の開発

現行のリース基準であるIPSAS第13号「リース」は、IAS第17号「リース」に基づいて作成された。2016年にIASBがIFRS第16号「リース」を公表したことを受けて、IPSASBは公的部門用のリース基準の見直しに着手した。

2018年に公開草案第64号「リース」¹⁶（以下、ED第64号）を公表した。ED第64号は借手と貸手の双方に使用权モデルを適用することを提案していたが、ED第64号に寄せられたコメントは賛否が割れていた。議論を重ねた結果、リース・プロジェクトをフェーズ1とフェーズ2の2段階に分けることとなった。

フェーズ1は、一般的なリース取引を扱う。フェーズ1の成果物は、2022年1月に公表されたIPSAS第43号「リース」である。IPSAS第43号は、ほぼIFRS第16号と同じ内容である。

(2) フェーズ2：ED第84号の開発

フェーズ2は、コンセッションナリー・リース等の公的部門特有のリースを扱う。2021年1月に「情報提供の要請書（RFI）」を公表し、リース形式の取決めの実例について各国の実務に関する情報収集を行った。

その後、2022年12月会議でED第84号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用权資産（IPSAS第43号及びIPSAS第23号の修正）」¹⁷を承認し、2023年1月に公表した。2023年6月会議から、ED第84号に寄せられたコメントの検討を開始している。

(3) 2023年6月会議

① ED第84号に寄せられたコメントのハイレベルな検討と、プロジェクトの方向性（10.2.1）

事務局は、ED第84号に寄せられたコメントの概要分析を説明した。

事務局への指示	ED第84号に寄せられたコメントを引き続き分析する。特に、関係者がED第84号の提案に部分的に賛成した理由と反対した理由について検討を行う。
---------	--

¹⁶ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第64号「リース」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

¹⁷ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第84号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用权資産（IPSAS第43号及びIPSAS第23号の修正）」の解説](#)

アジェンダ7 IPSAS の改善 (今回の会議の記事はこちら)

(1) 2023年6月会議

① 改善プロジェクトの概説 (6.2.1)

事務局長から、改善プロジェクトの概要説明が行われた。改善プロジェクトは、IASB 文書との整合性確保、GFS との整合性確保、そして IPSAS 自体の改善のために行われる。今回は IASB 文書との整合性を確保するための改善5項目のみが、公開草案第85号「IPSAS の改善 2023」の草稿として提案されている。

② IASB 文書との整合性を確保するための改善項目 (6.2.2)

改善項目として提案されたのは下表の6パート、5項目であった。メンバーからは、IASB の新文書の内容を単純に IPSAS に反映するだけでなく、IPSASB が最近改訂した概念フレームワークの内容を反映する必要があるという意見が出て、公開草案の承認は2023年9月会議に延期された。

パート	IASB 文書	主な内容	影響を受ける IPSAS
1	負債の流動・非流動の分類 (IAS 第1号の修正) 他	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも12か月にわたり決済を延期する権利に関する不整合の修正 決済の意味の明確化 	第1号
2	会計上の見積りの定義 (IAS 第8号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> 会計上の見積りと会計方針の変更及び誤謬の訂正を明確に区別できるようにする 	第3号
3・4	「重要性がある」の定義の修正 (IAS 第1号及び第8号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> 重要性の定義を修正 	第1号 第3号
5	金利指標改革 - フェーズ2 (IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及びIFRS 第16号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のキャッシュ・フローの変化に対する実務上の便法をリースについて提供 	第43号
6	セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (IFRS 第16号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> セール・アンド・リースバック取引の取引日後の会計処理方法を説明する要求事項を追加 	第43号

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 「会計上の見積りの定義」(IAS 第8号の修正)が、IPSAS 第46号「測定」と、測定プロジェクトのフェーズ2に及ぼす影響を分析する。
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ED 第 85 号（草稿）の「はじめに」のセクションに、IASB の文書と異なる内容にする根拠となる、IPSASB が適用する規準を追記する。 IPSAS 第 1 号第 7 項の重要性の定義を、概念フレームワークの重要性の定義と整合させる。 ED 第 85 号（草稿）に関する校正上の指摘に対処する。
--	--

③ ED 第 85 号（草稿）に含めなかった IFRS（6.2.3）

事務局は、「IPSAS の改善 2021」以降に IASB が公表した文書のうち、IPSAS に反映するべきではない文書として、以下の 3 点を挙げた。

IASB 文書	ED 第 85 号に含めない理由
単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金（IAS 第 12 号の修正）	IAS 第 12 号に対応する IPSAS がない。
IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始一比較情報	IFRS 第 17 号に対応する IPSAS がない。
会計方針の開示（IAS 第 1 号と IFRS 実務記述書第 2 号の改訂）	改善プロジェクトで扱うべき、軽微な修正ではない。

決定事項	<p>ED 第 85 号の対象範囲から、IASB の以下三つの公表文書は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」（IAS 第 12 号の修正） 「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始一比較情報」 「会計方針の開示（IAS 第 1 号と IFRS 実務記述書第 2 号の改訂）」
------	---

④ 方針書「IASB 文書のレビュー及び修正のプロセス」の改訂（6.2.5）

事務局は、IASB 文書に関する IPSASB の方針書「IASB 文書のレビュー及び修正のプロセス」について、概念フレームワークの改訂を踏まえた、校正的な修正を行うことを提案した。

事務局への指示	「IASB 文書のレビュー及び修正の方針書」（草稿）に関する校正上の指摘に対処する。
---------	--

アジェンダ 8 測定：適用フェーズ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) 2022 年 12 月会議

2023 年 6 月会議からフェーズ 2 の検討を行うことが事務局長から提案された。（その後、予定よりも早く 2023 年 3 月会議から検討を開始した。）

(2) 2023年3月会議

① フェーズ2の対象とするIPSASの検討(11.2.1)

事務局は、測定フェーズ2の範囲内とすべきIPSASを、4種類に区分して提案した。それぞれのIPSASに対するCOVの適用可否についても予備的な分析を披露した。

議論の結果、以下の各IPSASを測定フェーズ2の範囲内とすることを決定した。

IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
IPSAS 第12号「棚卸資産」
IPSAS 第16号「投資不動産」
IPSAS 第21号「非資金生成資産の減損」
IPSAS 第26号「資金生成資産の減損」
IPSAS 第27号「農業」
IPSAS 第31号「無形資産」
IPSAS 第32号「サービス委譲の取決め：委譲者」
IPSAS 第36号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」
IPSAS 第37号「共同支配の取決め」
IPSAS 第40号「公的部門の結合」
IPSAS 第41号「金融商品」
IPSAS 第43号「リース」

測定フェーズ2では、各IPSASの当初認識と事後測定におけるCOVの適用の可否と、みなし原価に対するCOVの適用の可能性を検討することになる。

② IPSAS第41号「金融商品」に対するCOVの適用可否の分析(11.2.2)

事務局は、IPSAS第41号の範囲内の金融商品にはCOVは適用しないことを提案した。IPSAS第41号をフェーズ2の適用範囲とすることについては合意を得たが、一部のメンバーから、IPSAS第41号の範囲内であるコンセッションナリー・ローンや資本性金融商品に対する戦略的投資は、必ずしも資金生成を目的として保有されているわけではない、との指摘があった。この指摘をふまえ、事務局に、IPSAS第41号の範囲内の金融資産について、COVの適用可否を掘り下げて検討するように指示が出された。

(3) 2023年6月会議

① プロジェクトの概説(11.2.1)

事務局は、測定フェーズ2のこれまでの進展を説明した。

② IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」には COV を適用可能か (11.2.2)

事務局は、COV は IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。COV は、投資者が投資先の財務及び運営上の意思決定に参加する能力を反映しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

③ IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」には COV を適用可能か (11.2.3)

事務局は、COV は IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。

決定事項	COV は、IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

④ IPSAS 第 41 号「金融商品」には COV を適用可能か (11.2.4)

事務局は、COV は IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。金融商品は通常、経済的便益を生み出すために保有するからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

⑤ IPSAS 第 16 号「投資不動産」には COV を適用可能か (11.2.5)

事務局は、COV は IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。投資不動産は操業能力を目的として保有しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎ではない。
------	--

⑥ IPSAS 第 27 号「農業」には COV を適用可能か (11.2.6)

事務局は、COV は IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。当該基準書の対象資産の生物学的変換は、売却コスト控除後の公正価値によって最も正しく表現されるからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎ではない。
事務局への指示	「結論の根拠」に、IPSAS 第 27 号の範囲内の生物資産は、経済的便益を創出するために保有され、よって COV は適切な測定基礎ではない旨を記載する。

⑦ 減損：範囲を限定した改訂の対象範囲 (11.2.7)

事務局は、減損に関する「範囲を限定した改訂」の範囲は、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」における回収可能サービス価額の構成要素に焦点を当てることを提案した。

決定事項	IPSAS 第21号「非資金生成資産の減損」の見直しの範囲は、「回収可能サービス価額」の用語定義と構成部分に限定すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第46号「測定」の「公正価値」の定義を、「回収可能サービス価額」の分析に含める。 COVは「非資金生成資産の使用価値」の代替物なのか、それとも「回収可能サービス価額」の構成部分なのかを分析する。

アジェンダ9 簡易版 IPSAS (今回の会議の記事は[こちら](#))

(1) 2022年3月会議

作業計画中間コンサルテーションに寄せられたコメントに基づき、差分報告モデル(=簡易版IPSAS)の探求を作業計画に掲載し、調査と範囲検討のフェーズを開始することを決定した。その後、2023年初頭から約半年間にわたり、事務局等による事前の調査活動が実施された。

(2) 2023年6月会議

① 簡易版の報告モデルは、概念フレームワークに整合させるべきか (14.2.1)

事務局は、IPSASBのこれまでの基準設定の手続きを適用すべきではないと提案した。簡易版IPSASの設定手続は概念フレームワークには整合しないと思われ、よってIPSASBの評判リスクが生じるおそれがあるからである。

この論点について、これまでに関係者から寄せられた助言とフィードバックを考慮して、IPSASBは、公式な基準設定活動が公益の観点から適切であるかどうか、またIPSASBの概念フレームワークと一致するかどうかについて議論した。潜在的な技術的・概念的な矛盾や、潜在的な評判の問題を回避しながら、国民のニーズにより効果的かつ実践的に対処できるプロジェクトのアプローチと潜在的な成果を検討した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公式な基準設定の代わりに、他の形式のガイダンスを提供する。そのほうが、関係者が表明したニーズにより適切かつ効果的に対応し得る。 当該ガイダンスをどのような形式にするのか、事務局がさらに分析を行った結果を踏まえ、9月会議でプロジェクトの方向性を確定する。
事務局への指示	IPSASへの利便性と適用可能性を改善するために、基準設定とは異なるアプローチの潜在的な特性や成果物について、検討し、提案する。

この14.2.1のセッションで十分なコメントが得られたとして、14.2.2は議論しなかった。

アジェンダ 10 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) 2022年12月会議

① 財務諸表の表示—プロジェクトの背景（11.2.1）

事務局がこれまでの振り返りと、四つのテーマの説明を行った。

② 財務諸表の表示に関する選択肢（11.2.2）

事務局が、IAS 第1号「財務諸表の表示」、IMFの政府財政統計報告、公的部門特有のアプローチについて、それぞれ説明し意見を求めた。

IPSASBは事務局に、12月会議の議論を踏まえて分析とシナリオ案を改訂するように指示した。また、世界銀行が公表した「公的部門におけるデータを活用した説明ガイド」¹⁸を次回会議に提示するように指示した。

(2) 2023年6月会議

① 教育セッション：PSABによるカナダの事例紹介

カナダの公会計審議会（PSAB）議長であるClyde MacLellan氏、PSABのアソシエイト・ディレクターであるAntonella Risi氏、同じくMartha Jones Denning氏の3名がカナダの新しい公的部門用の報告モデルと財務諸表について解説を行った。

事務局への指示	PSABのプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。
---------	--

② プロジェクト概要書：目的（13.2.1）

事務局は、プロジェクトの目的を「財務諸表において情報を伝える方法を強化すること」（Enhance how information is communicated in the financial statements）とすることを提案した。

決定事項	本プロジェクトは、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。
事務局への指示	IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS 第2号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。

③ プロジェクト概要書：範囲と最終成果物（13.2.2）

事務局は、プロジェクトの範囲をIPSAS 第1号「財務諸表の表示」とすることを提案した。最終成果物は、現行のIPSAS 第1号に代わる新しいIPSASとなる。

また、補足情報の表示やIPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」、IPSAS 第22号「一般政府セクターに関する財務情報の開示」、IPSAS 第24号「財務諸表における予算情報の表示」は本プロジェクトの範囲から除くことも提案した。

¹⁸ 世界銀行の公表物 [A Guide to Data Storytelling in the Public Sector](#)

決定事項	財務諸表の表示に関する新しい IPSAS は、現行の IPSAS 第 1 号に代わるものとして開発すべきである。
事務局への指示	IPSAS 第 49 号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。

④ プロジェクト概要書：主要な論点と、コンサルテーション・ペーパーの段階（13.2.3）

事務局は、本プロジェクトの主要な論点を次の4項目とすることを提案した。また、CP は各論点について意見を募集するとともに、例示目的の公開草案の草稿を含めることも提案した。

- IPSASB の概念フレームワーク
- 財務業績計算書の段階利益区分
- その他の包括利益（OCI）
- 政府財政統計マニュアル（GFSM）2014

決定事項	<p>本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。</p> <p>プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性 • 予算対実績報告のアカウントビリティの大切さ、及び、本プロジェクトと IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度 • 政府財政統計との整合性 • IFRS との整合性の適切な程度、特に次の2項目 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益（OCI）」 ➢ 主要財務諸表プロジェクトで開発中の、財務業績計算書の段階利益
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 1 号の改廃が IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第 24 号に関する教育セッションを行う。 • プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。 • その他の IPSASB の討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023 年 9 月会議で提示する。

アジェンダ 13 サステナビリティ報告—気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

(1) CPの開発（2022年3月）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」¹⁹において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置づけて、2022年3月会議で1日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」²⁰（以下、CP）の検討・承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

(2) 派生プロジェクト： サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

(3) 2022年10月会議 コメント概要分析の説明

事務局から、CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」に寄せられたコメントの概要報告があった。また、2022年12月会議で方向性の決定を行う旨が説明された。

(4) 2022年12月会議 コメントのレビュー

① CPに寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

事務局からCPに寄せられたコメントの概要説明が行われた。関係者からは概ね好意的なフィードバックが寄せられており、CPの予備的見解（PV）の全てが支持されていた。PVにはIPSASBが公的部門特有のサステナビリティ報告の開発にあたり、リーダーシップをとるべきである、という項目も含まれており、これも関係者から支持されていた。事務局は、関係者が識別した主要な論点について2023年中にさらに検討を進めることを提案した。

¹⁹ 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

²⁰ 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」の解説](#)

今後の方向性について議論したが、方向性に対する支持は受けたものの資金等のリソースの問題が解消されていないため、明確な結論は出なかった。

2023年1月中旬にタスクフォースを組成し、2023年6月までの半年間、会議外で、調査活動と範囲決定に向けた活動を行う予定である。範囲に関しては、暫定的に下記の内容を対象として考えている。

- サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する一般規定
- 気候変動に関する開示
- 天然資源： 非財務情報の開示（CP「天然資源」で提案した財務報告ガイダンスの開発と並行して検討を進める。）

② CAGのフィードバック（7.2.2）

CAG議長のThomas Müller-Marqués Berger氏から、2022年12月5日に開催されたCAG会議でCAGメンバーが述べた意見について情報共有が行われた。

(5) 2023年3月会議 今後の活動の方向性に関する議論

事務局は2023年1月から3月にかけて行った調査・研究の概要を報告した。これを踏まえ、同年4月から6月にかけて実施すべき調査・研究活動について議論を行った。

議論の結果、サステナビリティ報告プロジェクトは、まず、以下の4項目をベースとして開発を進めるべきであると決定した。

- 2022年5月に公表したCPと、当該CPに寄せられた関係者のコメントレター
- IPSASBの概念フレームワークが定める、目的、利用者、情報ニーズ
- IFRSのサステナビリティ関連の基準書
- GRIの基準書

事務局には、2023年3月会議で投影したスライドに、上記の4項目に関する議論の内容を反映・修正して再提示するように求めた。また、IFRS-S2「気候変動開示」を公的部門用に修正するプロジェクトの概要書案を作成するように指示した。

(6) 2023年6月会議 プロジェクト概要書「気候関連開示」の承認

① 教育セッション：IASB担当者によるサステナビリティ関連活動の説明

IAASB事務局で非財務情報の保証を担当するClaire Grayson氏が、IAASBのサステナビリティ関連活動の説明を行った。主な内容として、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」の公開草案が、2023年6月のIAASB会議で承認された。IAASBは関係者の関心に迅速に対応しており、IPSASBメンバーからは、賞賛とともに迅速な対応方法の秘訣などについて質問があった。

② サステナビリティ報告ガイダンスの位置付け（8.2.1）

事務局は、サステナビリティ報告に関する文書を、基準書として公表すること、かつ、当該文書は現行のIPSAS一式とは異なる基準書一式として位置付けることを提案した。

決定事項	サステナビリティ報告の公表文書は、現行の IPSAS 一式とは別の強制力のある基準書として公表すべきである。
------	--

③ 気候関連開示のプロジェクト概要書の承認 (8.2.2)

事務局による議案書の説明後、プロジェクト概要書の承認投票を行った。

決定事項	投票の結果、気候関連の「プロジェクト概要書」を承認した。
事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連の「プロジェクト概要書」を、プレスリリースと共に公表する。 気候関連トピックのワーキング・グループを設置し、気候関連の専門的見地からの助言を受けてプロジェクトの進行を支援する。 サステナビリティ・リファレンス・グループを設置し、サステナビリティ報告基準の開発全体について助言を受ける。

気候関連開示のプロジェクト概要書²¹は、同日中に公表された。

アジェンダ 14 天然資源 (今回の会議の記事は[こちら](#))

(1) CP の開発 (2021 年 3 月～2022 年 3 月)

2020 年 3 月の会議でプロジェクト概要書²²を承認した。

2021 年 3 月から検討を開始し、2022 年 3 月会議で CP 「天然資源」²³を承認、同年 5 月に公表した。コメント期限は 2022 年 10 月 17 日。

(2) 2023 年 3 月会議 コメントのレビュー

① CP に寄せられたコメントの初回レビュー (12.2.1)

事務局は CP 「天然資源」に寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。コメントレターは 49 件で、これまでの IPSASB の公表文書よりも幅広い組織から寄せられたことが特徴的であり、この分野に対する関係者の関心の高さが伺われる。

② 天然資源の一般的な説明文に対するコメントレターへの対応案 (12.2.2)

事務局は、天然資源とその他の資源との関係をどのように描写 (delineation) すべきかについて、天然資源のタスクフォースと事務局が協力して検討を進め、6 月会議での議論に向けて準備することを提案した。

²¹ 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

²² 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

²³ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\)「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」の解説](#)

議論の結果、天然資源とその他の資源の関係の描写は必要であることを合意した。また、事務局に対して、6月会議に向け、原則主義に基づいて描写した資料を作成するように指示した。

③ 探査、評価及び採掘活動のコストに関するガイダンスを IFRS と整合させるべきか (12.2.3)

事務局は、探査、評価及び採掘活動のコストに関して、IFRS や IFRIC 解釈指針に基づくガイダンスを天然資源プロジェクトで開発すること、ただし天然資源の認識、測定、表示・開示とは別個の IPSAS として開発することを提案した。

関係者から CP に寄せられたコメントレーターに基づき、一般目的財務諸表の範囲内となる天然資源の報告を扱う公開草案と、探査、評価及び採掘活動のコストに関する公開草案を区別して開発することを決定した。

また、基準書案の目的と範囲に照らして CP から取り込むことが可能なガイダンスを明示するとともに、認識、測定、開示のガイダンス案を含む公開草案の大枠を作るように、事務局に指示した。

④ 天然資源の認識に関する懸念への対応案 (12.2.4)

事務局は、一般目的財務諸表上に認識・測定する天然資源について、公開草案の開発を 2023 年の第 2 四半期から開始すべく、タスクフォースと協力することを提案した。他にも、プロジェクトの工程表を修正し、2023 年 6 月の CAG 会議で CAG の意見を聞いた上で、その結果を同月の IPSASB 会議に報告する予定であると説明した。

この点について、③で先述したように、探査、評価及び採掘活動のコストに関し、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」並びに IFRIC 解釈指針第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に基づいて、天然資源の認識、測定、表示・開示とは別の公開草案を開発することを決定した。事務局には、初稿を開発するように指示した。

(3) 2023 年 6 月会議

① 教育セッション：KPMG カナダの鉱業専門家による IFRS 第 6 号の解説

民間部門における IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の適用実務について、KPMG カナダの鉱業専門家である Daniel Ricica 氏と Christy Latalisa 氏が解説した。メンバーからは謝意とともに、多数の質問があった。

IFRS 第 6 号は、任意適用の基準で、適用必須ではない。法的な採掘権が取得され、技術的・商業的に実行可能性が実証された時点から適用を開始する。実証には、実行可能性調査と、取締役会の承認が必要。適用前は探査・評価のコストの全てを費用処理する。また、一定の時点で IAS 第 16 号「有形固定資産」に移行することになる。

② プロジェクトの計画と工程表案 (9.2.1)

事務局は、公開草案の承認予定時期を現行の作業計画上の 2023 年 12 月会議から 3 か月延ばすとともに、二つの公開草案を 2024 年 3 月に承認することを提案した。一つは一般目的財務

諸表における天然資源の財務報告ガイダンスを提供する公開草案で、もう一つは民間部門のガイダンスである、IFRS 第6号及びIFRIC 第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」と整合する公開草案である。

決定事項	プロジェクト工程の修正案は適切である。
------	---------------------

③ 天然資源の公開草案の枠組み (シェル ED) (9.2.2)

事務局は、公開草案に記載すべき事項の一覧 (シェル ED) を、議案書の 9.3.1 として提示した。事務局は、このシェル ED で提案した主要原則に基づいて天然資源 ED を開発することを提案した。メンバーからは範囲や開示についての質問があったが、その他は会議外でコメントを事務局に送付することとされた。

④ 天然資源の定義案 (9.2.3)

事務局は、次の3項目を提案した。

- IPSAS 第12号「棚卸資産」、IPSAS 第16号「投資不動産」、IPSAS 第27号「農業」、IPSAS 第31号「無形資産」、IPSAS 第45号「有形固定資産」の各 IPSAS の範囲に含まれる項目は天然資源 ED の範囲外とする。
- 天然資源の定義を次のように定める。

天然資源とは、次の項目をいう。

(a) 自然に生じ、かつ、

(b) 「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」で定義する資源である。

- 概念フレームワークの定義に従って「資源」の用語を使用することを明確に説明する。

事務局への指示	<p>天然資源の定義を再検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行 IPSAS を用いた範囲外の項目に依拠するのではなく、天然資源をポジティブに定義する。 • 「自然に生じる」(naturally occurring) の意味について、国連の環境経済勘定 (SEEA)、GRI 基準、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) などが定めたフレームワークにおける、天然資源やサステナビリティに関する幅広い議論に基づく定義と整合するように説明する。
---------	--

⑤ 天然資源を認識しないという反証可能な推定 (9.2.4)

事務局は、天然資源の公開草案に次の3項目を盛り込むことを提案した。

- 天然資源を一般目的財務諸表上に認識する詳細な規準を定める。
- 天然資源は一般的に資産として認識できないという反証可能な推定を含める。
- 天然資源が資産の認識規準を満たすという例外的な場合に関し、認識と測定ガイダンスを定める。

事務局への指示	天然資源の認識に関するガイダンス案を次のように修正する。 <ul style="list-style-type: none"> • 概念フレームワークの資産認識規準を明確に取り入れる。 • 関係者が提起した天然資源の認識における課題を反映する。 • 反証可能な推定は使用しない。 • 天然資源だけでなく、関連する支出の会計についても検討する。
----------------	---

⑥ 天然資源 IPSAS の草稿 (9.2.5)

事務局は天然資源 IPSAS の草稿を議案書 9.3.2 で提案したが、議論しなかった。現時点でコメントのあるメンバーは、会議外で事務局にコメントを提出することとされた。

アジェンダ 15 発生主義 IPSAS の初度適用 (今回の会議の記事はこちら)

(1) 2023 年 6 月会議

IPSASB のメンバーである Abdullah Al-Mehthil 氏と、テクニカル・アドバイザーである David Watkins 氏が、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」を適用している法域からのフィードバックを説明した。

事務局への指示	改訂後の IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」と、個々のガイダンス（「Pathways to Accrual」 ²⁴ へもリンクさせる）にそれぞれ何を含め得るかを考慮したうえで、2023 年 9 月会議にハイレベルの選択肢を提示する。
----------------	--

以 上

²⁴ 研究報告第 14 号に代わる新しい事例集として IPSASB のウェブサイト上で公開されている、発生主義適用の事例を集めたポータルサイト。<https://pathways.ifac.org/standards/pathways/2021>